

情報共有システム試行要領（令和7年4月 富山県土木部）

1. 目的

この要領は、富山県土木部の工事における「受発注者間のコミュニケーションの円滑化」「工事書類の処理の迅速化」等の推進を図るために利用する情報共有システムの試行について必要な事項を定める。

2. 情報共有システムの定義

受発注者間においてインターネット上で共有スペースを設け、工事に関する施工情報や関係書類などの情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。

3. 対象工事

対象工事は、富山県土木部の工事とする。ただし、対象工事であっても、インターネット環境が確保できない等やむを得ない理由があると認められた場合は、受発注者協議の上対象工事から外することができるものとする。

4. 使用システム

使用する情報共有システムは、国土交通省が機能要件を定めるもの（※1）を標準とする。
なお、使用するシステムの決定については、受発注者協議により決定するものとする

※1 国土交通省HP http://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_taiou/ 参照

5. 対象書類及び実施内容等

情報共有システムで対象とする書類及び実施内容については、契約後、別紙1「情報共有システム試行事前協議チェックシート」により受発注者間で協議を行い決定するものとする。

6. システム利用に係る経費

情報共有システムの利用に係る経費（登録料、使用料）は、共通仮設費（技術管理費）の率計上分に含まれるものとする。

7. 電子納品、検査、成果品

電子納品・検査・成果品については、富山県電子納品運用ガイドライン（案）〔土木工事編〕に基づき、実施するものとする。

8. システム利用に関するアンケート

受注者は、情報共有システムの効果の検証及び課題の抽出を行うため、アンケート調査の依頼があった場合は協力するものとする。

9. 特記仕様書への明示例

第〇〇条 情報共有システム試行工事

- 1 この工事は、情報共有システム試行の対象工事である。
- 2 試行工事の実施にあたっては、情報共有システム試行要領（令和7年4月 富山県土木部）に基づくものとする。この試行要領は、富山県のホームページの『情報共有システムについてのお知らせ』から入手できる。
(<https://www.pref.toyama.jp/1510/sangyou/nyuusatsu/koukyoukouji/kj00020236.html>)

10. 検査書類限定型モデル工事について

情報共有システムを利用した設計額 20 百万円以上の工事のうち、発注者があらかじめ指定する工事または受注者から検査書類限定型モデル工事を希望する内容の協議がされた工事について、検査書類限定型モデル工事の対象とすることができる。

11. 委託業務への準用

建設工事に係る委託業務において、契約後、受注者が情報共有システムを希望する場合は、利用を行うことができるものとする。使用するシステム、実施内容等については工事に準ずる。情報共有システムを用いて作成し、提出が行われた帳票については、有効な書面とする。情報共有システムの利用にあたり必要な費用（登録料、使用料）は、間接測量費（測量業務）、業務管理費（地質調査業務）、間接原価（土木設計業務）、間接調査費（調査、計画業務）の率計上分にそれぞれ含まれるものとする。

12. その他

- （１）システムを利用した帳票は、富山県土木工事共通仕様書における「書面」として認められるものとする。
- （２）システムにおける帳票について、富山県土木部で定める様式と異なる部分があっても、そのまま使用できるものとする。
- （３）本試行要領に定めがない事項に関しては、「土木工事等の情報共有システムの活用ガイドライン」（国土交通省）を準用するほか、受発注者協議により定めるものとする。

附則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日以降に作成する設計書より適用する。

附則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日以降に作成する設計書より適用する。

附則

この要領は、令和３年４月１日以降に作成する設計書より適用する。

附則

この要領は、令和４年４月１日以降に作成する設計書より適用する。

附則

この要領は、令和５年４月１日以降に作成する設計書より適用する。

附則

この要領は、令和６年４月１日以降に作成する設計書より適用する。

附則

この要領は、令和６年８月１５日以降に作成する設計書より適用する。

附則

この要領は、令和７年４月１日以降に作成する設計書より適用する。